

池田市公共施設予約システム利用規約

(目的)

第1条 本規約は、パソコン、携帯電話、スマートフォンその他の情報通信機器（以下「情報通信機器」といいます。）を使用することにより、池田市、池田市教育委員会及び指定管理者（以下「市等」といいます。）が管理する公共施設の使用に係る手続きを行うことができる池田市公共施設予約システム（以下「本システム」といいます。）の利用者登録及び本システムの利用について必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用して公共施設の使用に係る手続きを行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。本システムは、本規約の同意を前提としてサービスを提供します。

- 2 本システムの利用者登録された方は、本規約に同意したものとみなされます。理由にかかわらず本規約に同意できない場合は、本システムを利用いただくことはできません。

(対象の施設及び手続き)

第3条 本システムを利用してその使用に係る手続きを行うことができる公共施設は、本システムの「施設のご案内」画面に掲載される公共施設（以下「対象施設」といいます。）とします。

- 2 本システムを利用して行うことができる手続きは、次に掲げる手続き（以下「予約等の手続き」といいます。）とします。

(1) 対象施設の使用に係る許可の申請

(2) 対象施設の使用に係る使用料（利用料金を含みます。以下同じ。）の納付及びその減免の申請

(利用者登録の対象者)

第4条 本システムの利用者登録ができるものは、団体又は個人（団体に属していない者に限ります。以下同じ。）とします。

- 2 利用者登録を行うことができるものは、満15歳以上の個人（満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した個人に限る。）又はその代表者が満18歳以上である団体とし、その他対象施設が定める基準を満たしたものとします。

- 3 団体及び個人は、対象施設の管理に関する条例及び規則（以下「関係例規」といいます。）並びに本規約の規定に反する目的で対象施設を使用しようとする場合は、本システムの利用者登録はできません。

(利用者登録の申込み)

第5条 本システムの利用を希望する団体又は個人は、本システムを利用して予約等の手続きを行おうとする対象施設ごとに、その窓口に備え付けた池田市公共施設予約システム利用者登録申込書（新規）（以下「登録申込書」といいます。）を提出して行うものと

します。

- 2 前項の規定により登録申込書を提出する者は、その提出に際して、運転免許証、個人番号カードその他のその提出を行う者が本人であることを確認することができるものを提示するほか、その提出に係る対象施設の管理者（以下「施設管理者」といいます。）が定める事項の確認を受けなければなりません。

（利用者 I D 及びパスワード）

第 6 条 市等は、前条の規定による申込み内容を確認し、適切と認めた場合は、本システムに利用者登録を行い、利用者登録をしたもの（以下「利用者」といいます。）ごとに異なる利用者 I D 及び仮パスワードを利用者に通知するものとします。

- 2 仮パスワードの通知を受けた利用者は、仮パスワードをパスワードに変更するものとします。

（利用者 I D 及びパスワードの管理）

第 7 条 利用者は、次の事項に注意して、利用者の責任において利用者 I D 及びパスワードを厳重に管理しなければなりません。

- (1) 利用者 I D 及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
- (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。
- (3) 他人からのパスワードの照会に応じないようにしてください。市等からパスワードを電話等でお問合せすることはありません。
- (4) 利用者 I D を忘失した場合は、速やかに、第 5 条又は第 8 条の規定による利用者登録を行った対象施設に連絡し、その指示に従ってください。

- 2 市等は、これら厳重に管理された利用者 I D 及びパスワードにより行われた予約等の手続き等については、本人により行われたものとみなします。

（利用者登録の変更又は廃止）

第 8 条 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合（使用しようとする対象施設を追加する場合を含みます。）又は利用者登録を廃止する場合は、速やかに、使用する対象施設の窓口にて、池田市公共施設予約システム利用者登録事項変更等申込書（以下「変更等申込書」といいます。）を提出しなければなりません。ただし、次の事項に関する変更においては、本システムの利用者マイページから変更することができます。

- (1) 電話番号
- (2) メールアドレス

- 2 前項の規定により変更等申込書を提出する者は、その提出に当たっては、第 5 条第 2 項の規定と同様に対応しなければなりません。

（利用者登録の取消し）

第 9 条 市等は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用者登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 利用者登録において虚偽の申込みをしたと判明したとき
- (2) 利用者が虚偽の予約等の手続きをしたとき

- (3) 利用者が利用者登録の廃止の申込みをしたとき
 - (4) 関係例規又は本規約に違反したとき
 - (5) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となったとき
 - (6) 利用者が団体であって、当該団体が解散したと判明したとき
 - (7) 本システムを予約等の手続き以外の目的で利用したとき
 - (8) 本システムに対し、不正アクセスをし、又はコンピュータウイルスに感染したファイルを送付したとき
 - (9) 本システムの管理及び運営を故意に妨害したとき
 - (10) その他利用者として不適当と認めたとき
- (予約等の手続き及び使用許可等)

第10条 利用者は、本システムを利用して対象施設の使用申込みをするときは、使用しようとする日の5日前までに行うものとします。

- 2 本システム内に表示される「仮押さえ」は対象施設の使用申込みが完了したことを意味します。当該対象施設において使用申込みの内容について審査を受ける必要があります。
- 3 本システム内に表示される「本予約」は前項に規定する審査が完了し、当該対象施設において使用の許可を受けた状態であり、支払い金額が算出され、支払い処理が可能となった状態を意味します。
- 4 本システムを利用して対象施設の使用に係る許可を受けた場合、本システム上で電磁的記録により作成した使用許可書（以下「電子使用許可書」といいます。）が交付され、原則として紙により作成した使用許可書は交付されません。
- 5 本システムを利用して対象施設の使用に係る使用料の減免を申請した場合、その可否は、電子使用許可書に減免の額を記載して通知します。
- 6 本システム内に表示される「本予約」の状態にあるもののうち、当該申込み内容の変更又は取下げをしようとするときは、使用申込みをした対象施設の窓口で手続きを行う必要があります。本システムでは申込み内容の変更又は取下げをすることはできません。
- 7 利用者は、本システムを利用して許可を受けた対象施設を使用する、又は使用しているときに施設管理者からその使用に係る電子使用許可書を表示した情報通信機器の画面の提示を求められたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

(使用料の納付)

第11条 利用者は、本システムを利用して対象施設の使用に係る許可を受けたときは、使用料の免除の承認を受けた場合を除き、指定された方法のうちから選択した方法により使用料を納付しなければなりません。

- 2 本システムにより「本予約」の状態にあるもののうち、関係例規に定められた期限までに使用料の納付がなかったときは、当該関係例規の規定に基づき、原則その使用に係る許可を取り消します。

3 対象施設の使用料の納付において、コンビニ決済を選択する場合は、利用者が決済手数料を負担するものとします。

(本システムの利用等に係る費用)

第12条 利用者が本システムを利用するに当たって必要とする装置（ソフトウェアを含む。）及びインターネット接続に関する費用その他一切の費用は、利用者が負担するものとします。

(利用時間)

第13条 本システムの利用時間は、24時間とします。

2 前項の規定に関わらず、保守又は点検を行う場合は、本システムの一部又は全部を停止する場合があります。運用の停止を行う場合は、本システム上で事前にお知らせしますが、市等が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(免責事項)

第14条 市等は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

2 市等は、本システムの運用の停止、中止、中断等により利用者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

第15条 利用者の申込みに基づく個人情報について、市等は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

2 市等は、利用者の申込みに基づく個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、本システムの運用に必要な範囲に限り、各対象施設での共通情報として各施設管理者が利用する場合があります。

(暴力団等に関する確認)

第16条 利用者登録において収集した個人情報その他の情報は、対象施設の使用に係る許可の申請時において、池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第11条第2項の規定により、池田警察署長に提供することがあります。

2 本システムを利用して対象施設の使用に係る許可の申請をした利用者は、前項の規定による情報の提供について同意したものとみなします。

(利用規約の変更)

第17条 市等は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更できるものとします。

2 利用者は、本システムの利用の都度、本規約を確認することとし、本規約の変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

本規約は、令和7年8月1日から実施します。ただし、予約等の手続きに関する事項については、令和7年9月1日から実施します。